

平成29年

5月農業委員会総会議事録

会 長	<p>会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、門林会長、議事進行、よろしく願いいたします。</p> <p>まず最初に、本日の議事録署名者を私のほうからご指名させていただきます。</p> <p>本日の議事録署名人は、21番、納家勇委員、21番、中塚雅弘委員、御兩名にお願いいたします。</p> <p>(両委員の承諾あり)</p> <p>それでは、ただいまから平成29年5月の総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事日程につきましては、議案書1ページのとおりでございます。</p> <p>最初に、2ページ、議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について、農地所有権移転1件に関する御審議をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>1号、伏屋町四丁目の物件です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局の丸鳩でございます。</p> <p>議案書3ページ、第1号について御説明申し上げます。</p> <p>物件は、伏屋町四丁目で、地目は畑、1筆、面積は、1,061平方メートルの内持ち分各10分の3でございます。</p> <p>譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書のとおりとなっております。</p> <p>申請地は野菜栽培されており、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登録はございませんでした。</p> <p>また、申請地は譲受人の自宅から0.06キロメートル、徒歩で1分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は60日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、近隣農地に影響がないように営農する、とのことです。</p> <p>以上のことから、許可要件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>以上が、第1号の申請内容となっておりますので、御審議をよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
1 5 番	<p>伏屋町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。</p> <p>15番、杉本です。過日、現地を確認し、譲渡人及び譲受人それぞれ確認しましたところ、申請どおりであるとの回答をいただきましたので、よって、本申請を受理することに何ら支障ないものと考えますので、よろしく御審議の上御承認くださいますようよろしくお願いいたします。以上、報告いたします。</p>
会 長	<p>地区担当の杉本委員さんから特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

御異議がないようですので、1号につきましては、原案どおり許可承認することといたします。

次、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの使用貸借権設定1件に関する御審議をお願いいたします。

1号、府中町四丁目の物件です。

事務局から説明をお願いします。

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、第1号について、御説明申し上げます。

物件は、府中町四丁目で、地目は田、1筆、面積は、487平方メートルでございます。

転用目的、譲渡人、譲受人、転用施設物、耕作面積、農地区分、につきましては議案書のとおりとなっております。

また、農地基本台帳を確認しても小作人の登載はございませんでした。

立地基準は、水管及び下水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道にあって、500メートル以内に市立国府第2保育園及び和泉市立病院があることから農地区分は3種農地と判断いたします。

転用目的は農家住宅で、設定人及び被設定人は、同居の用に供する一戸建て専用住宅を建築するために申請地を転用するものであります。

申請書には、申請に係る用途に供することが確実と認められる書類、隣接している農地はなく、水利権者の同意を得ています。

以上が、第1号の申請内容となっておりますので、御審議のほど、よろしく申し上げます。

事務局の説明が終わりました。

府中町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。

1番、川端です。現地を確認し貸人、借人双方に確認したところ申請どおり間違いのないとのことですので問題ないと思われまます。どうぞよろしく申し上げます。

地区担当の川端委員さんから特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、1号につきましては、原案どおり承認することにいたします。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画3件に関する御審議をお願いいたします。

1号、仏並町の物件です。

事務局から説明をお願いします。

事務局の丸鳩でございます。

	<p>議案書7ページ、第1号について御説明申し上げます。</p> <p>物件は、仏並町で、地目は畑、2筆、面積は、合わせて3,396平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書のとおりとなっております。</p> <p>申請地は、保全管理となっており、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登載はございませんでした。</p> <p>以上が、第1号の申請内容となっておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>仏並町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。</p>
20番	<p>20番の辻畑です。現地を確認したところ、全て耕して農地に間違いございません。所有者に確認したところ、契約に間違いがないということで異議もございません。</p>
会 長	<p>地区担当の辻畑委員さんから、特に問題がないとの御報告ございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>御異議がないようですので、1号につきましては、原案どおり決定することといたします。</p>
事務局	<p>次に2号、内田町四丁目の物件です。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>事務局の丸鳩でございます。</p> <p>議案書7ページ、第2号について御説明申し上げます。</p> <p>物件は、内田町四丁目で、地目は畑、5筆、面積は、合わせて1,577平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書のとおりとなっております。</p> <p>申請地は、保全管理となっており、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登載はございませんでした。</p> <p>以上が、第2号の申請内容となっておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>内田町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。</p>
8番	<p>8番、高橋です。現地を見て、貸人に確認したところ、間違いないのでよろしくということです。</p>
会 長	<p>地区担当の高橋委員さんから特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>御異議がないようですので、2号につきましては、原案どおり決定することといたします。</p>
事務局	<p>次に3号、芦部町の物件です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局の丸鳩でございます。</p>

議案書7ページ、第3号について御説明申し上げます。
 物件は、芦部町で、地目は畑、1筆、面積は、991平方メートルでございます。
 貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書のとおりとなっております。

申請地は、保全管理となっており、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登録はございませんでした。
 以上が、第3号の申請内容となっておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

2 番 芦部町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。

会 長 2番、山崎です。貸し手、について確認したところ、全く問題ございません。みどり公社の契約でございますので、問題はないと思います。よろしく申し上げます。

会 長 地区担当の山崎委員さんから特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、3号につきましては、原案どおり決定することといたします。

次に、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けるための、適格者証明願1件に関する御審議をお願いいたします。

1号、山荘町、黒鳥町、阪本町の各物件でございます。

事務局から説明申し上げます。

事務局の丸嶋でございます。

議案書9ページ、第1号について、御説明申し上げます。

物件は、山荘町、黒鳥町、阪本町で、地目は田10筆、畑2筆、面積は、合わせて4,275平方メートルの内4,240.35平方メートルでございます。

被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については、議案書のとおりとなっております。

また、担当委員さんと現地調査を行いましたところ、水稻、野菜栽培、保全管理されておりました。

以上が、第1号の申請内容となっておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

4 番 まず、山荘町、黒鳥町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。

会 長 4番、西辻です。一応、本人と事務局とで現地を全部確認しました。山荘、黒鳥、全ての案件、適格者証明願、適応していると思われると思いますので、よろしく申し上げます。

会 長 次に、阪本町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。

2 番	<p>現地を確認し、適当に耕作されていますので、適格者証明願、適当と思われると思いますので、よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>地区担当の西辻委員、並びに山崎委員さんから特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>御異議がないようですので、1号につきましては、原案どおり承認することといたします。</p> <p>以上で、議案の審議が終了いたしました。</p> <p>次に報告事項に入ります。</p> <p>10ページ、報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について別表のとおり確認をいたしましたので、御報告いたします。</p> <p>11ページを御参照ください。</p> <p>次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約1件に関する通知を受理したので、御報告いたします。</p> <p>13ページを御参照ください。</p> <p>次に、報告第3号 農地使用貸借権の解約通知確認について、農地使用貸借権の解約1件に関する通知を別表のとおり確認したので御報告いたします。</p> <p>15ページを御参照ください。</p> <p>次に、報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用2件を専決により受理したので、御報告いたします。</p> <p>17ページを御参照ください。</p> <p>次に、報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転1件を専決により受理したので、御報告いたします。</p> <p>19ページを御参照ください。</p> <p>以上で、議案並びに報告事項の全てが終了いたしました。総括的に何か御質問等ございませんか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>ないようでしたら、以上をもちまして5月の総会を閉会させていただきます。</p>

閉会時間 13時48分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員